

薬 第 3906 号
令和 3 年 3 月 19 日

各関係団体代表者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

麻薬取扱者免許申請等の押印廃止に伴う添付書類等の取扱いに
ついて (通知)

令和 3 年 1 月 5 日付け薬第 3175 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布及び施行並びに薬事関連通知の押印等の取扱いについて (通知)」及び令和 3 年 3 月 2 日付け薬第 3721 号「神奈川県規則を根拠として押印を求める手続きの取扱いについて (通知)」により、申請書等の押印の取扱いについて、お知らせしたところです。

このたび、麻薬及び向精神薬取締法並びに覚醒剤取締法に関連する申請書等の添付書類について、次のとおり取扱うこととしますので、適切な対応をお願いいたします。

- 1 診断書における診断した医師の押印
押印不要とします。
- 2 医師免許証等の資格確認
次のいずれかを申請窓口に提示してください。
 - (1) 免許証原本
 - (2) 免許証の写し (免許証に裏書きがある場合は、裏面の写しも必要。)
開設者による証明は不要です。
- 3 その他
各種申請等に添付する書類については、上記 1、2 も含めて全て押印不要とします。

問合せ先
献血・薬物対策グループ 山崎
電話 (045) 210-4972